

◎政府管掌年金事業等の運営の改善の

ための国民年金法等の一部を改正す

る法律 (平成二六年六月一日法律第六四号)

一、提案理由 (平成二六年五月一六日・衆議院厚生労働委員会)

○田村国務大臣 おはようございます。

ただいま議題となりました政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を説明いたします。

政府管掌年金事業については、公的年金制度に対する国民の信頼を確保し、国民皆年金を維持する観点から、その適正な運営を図るべく、国民年金の保険料の収納対策や年金記録問題への対応等に取り組んでまいりました。しかしながら、喫緊の課題である国民年金の保険料の納付率の向上に向けてさらなる対策が必要であり、また、年金記録問題に対応する過程において、年金記録の訂正手続の整備等が求められているところです。このため、今般、これまでの取り組みを踏まえ、政府管掌年金事

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律

一二五

業等の運営の改善を図るため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について、その概要を説明いたします。

第一に、国民年金の保険料の納付機会の拡大等を図るため、納付猶予制度の対象者の拡大、現行の後納制度に引き続き、過去五年間の保険料を納付することができる新たな後納制度の創設、保険料の全額免除等の申請を指定民間事業者が受託できる制度を創設するとともに、現下の低金利の状況を踏まえ、滞納した国民年金の保険料等に係る延滞金の割合を軽減することとしております。

第二に、年金記録問題に対するこれまでの取り組みを踏まえ、被保険者等による年金記録の訂正請求を可能とし、民間有識者の審議に基づき厚生労働大臣が訂正する手続を整備するとともに、事務処理誤り等の事由により納付の機会を逸失した国民年金の保険料について、納付等の特例を設ける措置を講ずることにより、将来の年金受給権の確保を図ることとしております。

第三に、年金個人情報報告の目的外の提供ができる場合として、市町村が行う高齢者虐待の事実確認に関する事務等を追加することとしております。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、平成

二十六年十月一日といたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要です。御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

以上でございます。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成二六年五月二七日)

○後藤茂之君 たいだいま議題となりました各案について申し上げます。

……(略)……
次に、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、政府管掌年金事業等の運営の改善を図るため、年金個人情報訂正手続の整備、事務処理誤りにより納付の機会を逸失した国民年金保険料の納付等の特例の創設、国民年金保険料の納付率の向上に向けた納付猶予制度の対象者の拡大等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る五月十五日日本委員会に付託され、翌十六日田村厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、二十一日から質疑に入り、二十三日に質疑を終局いたしました。

質疑終局後、日本共産党より、保険料後納制度を恒久的な制度とし、過去十年間の保険料を納付できるようにする修正案が提出され、趣旨説明を聴取しました。

次いで、原案及び修正案について採決を行った結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告(平成二六年六月四日)

○石井みどり君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、政府管掌年金事業等の運営の改善を図るため、国民年金保険料の納付率の向上に向けた納付猶予制度の対象者の拡大、事務処理誤りにより納付の機会を逸失した国民年金保険料の納付等の特例の創設、年金個人情報の訂正手続の整備、滞納した国民年金保険料等に係る延滞金の割合の軽減等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、年金保険料の納付率の現状とその向上に向けた取組の在り方、年金の未統合記録の解明への継続的な取組、公的年金制度に関する啓発、周知の必要性等について

質疑を行いました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年六月三日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、国民の年金制度に対する信頼性を高めるため、公的年金に関する広報、教育活動についての取組を拡充するとともに、国民年金保険料の納付率の向上と、厚生年金保険の未適用事業所の把握に向けて、引き続き努力を行うこと。また、年金保険料の徴収の適切な実施や国税庁への滞納処分権限の委任制度の活用など、確実かつ効率的な収納体制や組織体制を強化するとともに、不正受給の是正に向けて、更なる対策を講じること。あわせて、財政検証の結果については、制度見直しの検討に資するよう、適宜、適切な情報提供を行うこと。
- 二、納付猶予制度における対象の拡大に際しては、将来の低年金・無年金者の増加を防止する観点から、猶予後も適切な取

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律

組により保険料の納付を確保すること。

- 三、年金記録の訂正手続については、民間有識者からなる合議体の審議に基づき厚生労働大臣が訂正する手続を創設するに当たつて、年金記録確認第三者委員会による手続と比較し国民に不利益が及ばないよう適切な制度及び体制の構築を行うとともに、未統合記録のうち未解明な年金記録については、今後も解明に向けた継続的な取組を実施すること。

- 四、国民年金第一号被保険者に占める被用者の割合が増加していることに鑑み、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律等も踏まえつつ、早期に短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の更なる拡大に努めること。

- 五、年金積立金は将来の年金給付の貴重な財源であることを踏まえ、その運用については、年金被保険者の利益に即した安全かつ効率的なものとなるよう万全を期すこと。また、年金積立金管理運用独立行政法人の職員の専門性向上に努めるなど、必要な組織及び体制の強化を図ること。
- 右決議する。